



ひとり親家庭のしおり

狛江市子育て支援課

はじめに

ひとり親家庭の子どもたちが心身ともに健やかに成長し、母子・父子家庭及び寡婦・寡夫の方々が安定した生活ができるように、利用できる各種制度を紹介した「ひとり親家庭のしおり」を作成しました。

このしおりをご活用いただくことでひとり親家庭の方々の負担が少しでも軽減され、生活支援のお役に立つことができれば幸いです。

なお、このしおりは「狛江市ホームページ」や「こまえ子育てねっと」からも閲覧することができます。

平成27年1月

※ 狛江市ホームページ (www.city.komae.tokyo.jp)

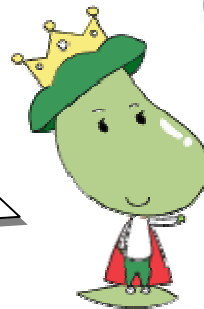
(ホーム→暮らしのガイド→母子・父子・女性)

(ホーム→暮らしのガイド→児童)

※ こまえ子育てねっと (www.komae-kosodate.net)

(TOP→子育て支援サービス→ひとり親家庭)

こまえ子育てねっとのトップページへ
つながるQRコードはこちら



こまえ子育てねっと



制度等については、変更される場合もありますので、
詳細については 各担当窓口にお問合せください。

も く じ			利用できる方	
		ページ	母子家庭	父子家庭
こ ま っ た と き （ 相 談 ）	ひとり親家庭とは	4		
	寡婦・寡夫とは	4		
	ひとり親家庭相談	5	○	○
	女性悩みごと相談	6	○	
	民生・児童委員	6	○	○
	ひとり親家庭電話相談	7	○	○
	「母子相談の家」土曜でんわ相談	7	○	○
手 当 ・ 年 金	児童扶養手当	8	○	○
	児童育成手当	10	○	○
	児童手当・特例給付	11	○	○
	遺族基礎年金	13	○	○
	遺族厚生年金	13	○	△ ※
	離婚時の厚生年金の年金分割	13	○	○
	国民年金保険料の免除	13	○	○
	ひとり親家庭等医療費助成	14	○	○
く ら し の こ と	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	16	○	○
	女性福祉資金	17		
	母子及び父子福祉資金	18	○	
	生活福祉資金	20	○	○
	受験生チャレンジ支援貸付事業	22	○	○
	緊急援護資金	23	○	○
	生活保護	24	○	○
	養育費	24	○	○
す ま い の こ と	都営住宅	25	○	○
	母子生活支援施設	26	○	
し ご と の こ と	母子家庭及び父子家庭 自立支援教育訓練給付金	27	○	○
	母子家庭及び父子家庭 高等職業訓練促進給付金	28	○	○
	東京都立職業能力開発センター	29	○	○
	ハローワーク（公共職業安定所）	30	○	○
	東京しごとセンター	31	○	○
	東京しごとセンター多摩	31	○	○
	マザーズハローワーク東京	32	○	○

			利用できる方	
			母子家庭	父子家庭
こどものこと（保育・育成）	東京都ひとり親家庭支援センターはあと飯田橋	32	○	○
	就業支援講習会	32	○	○
	保育園（認可保育所・認証保育所）	33	○	○
	家庭福祉員	34	○	○
	病児保育	35	○	○
	一時保育	36	○	○
	ショートステイ	38	○	○
	ファミリー・サポート・センター	38	○	○
	学童クラブ	39	○	○
	子育てひろば	40	○	○
（相談）	子ども家庭支援センター	41	○	○
	子育て支援課	41	○	○
	児童相談所	42	○	○
（就学に関する援助）	独立行政法人日本学生支援機構奨学金	43	○	○
	東京都育英資金	43	○	○
	あしなが育英会	43	○	○
	交通遺児育英会	43	○	○
	国の教育ローン	43	○	○
	義務教育就学援助	43	○	○
	狛江市奨学生	43	○	○
優遇制度	税の軽減	44	○	○
	市・都民税の非課税	44	○	○
	利子非課税制度	44	○	○
	JR通勤定期乗車券の割引	45	○	○
	都営交通の無料乗車券	45	○	○
	水道・下水道料金の減免	46	○	○
	家庭用ごみ指定収集袋の減免	46	○	○
	粗大ごみ処理手数料の免除	46	○	○
関係機関一覧	関係機関一覧・インターネットで情報収集	47		

ひとり親家庭とは

ひとり親家庭とは、次のいずれかに該当する方が20歳未満のお子さんを扶養している家庭をいいます。

- 配偶者が死亡した方
- 配偶者と離婚した方
- 配偶者の生死が明らかでない方
- 配偶者から遺棄されている方
- 配偶者が長期間海外にいるか、又は拘禁されているためその扶養を受けられない方
- 配偶者が精神又は身体の障がいにより、長期間働くことができない方
- 結婚によらないで母・父になった方

※配偶者には、事実婚のパートナーも含まれます。

寡婦・寡夫とは

かつてひとり親家庭の母・父であった方で、お子さんが成人した現在、配偶者のいない方をいいます。

それぞれの制度によって、ひとり親家庭の定義、対象の範囲、お子さんの年齢区分等が異なりますので、詳細はそれぞれの制度の説明をご覧ください。各担当窓口へお問い合わせください。



こまったとき（相談）

1日24時間、365日、休みなく続く子育ては心も身体も疲れます。

そんな時は遠慮しないで、SOSを発信しましょう。

ひとり親家庭に関するさま母子・父子自立支援員さまざまな悩みごとについて相談できる機会があります。

相談は全て無料です。まずはお気軽にご相談ください。

ひとり親家庭相談

粕江市では、**母子・父子自立支援員**が、ひとり親家庭の日頃かかえている悩みごとを一緒に考え、必要な情報提供、関係機関への紹介など問題解決のお手伝いをしています。生活や経済上のこと、ご自身の就業や子どもの就学について、心の問題や健康、養育費のことなど、相談は何でも構いません。お気軽にご相談ください。

ご相談の方法は、電話や面接が主ですが、必要があれば訪問もいたします。なお、来所の場合は、緊急の場合を除いて事前の電話予約をお願いします。

【相談員】 母子・父子自立支援員 ※専門の女性相談員が対応します。

【相談日】 月～金曜日 午前8時30分～正午 午後1時～5時

【相談場所】 子育て支援課（市役所3F）

窓口及び問い合わせ

粕江市 児童青少年部 子育て支援課 企画支援係

母子・父子自立支援員 電話03-3430-1111（内線2399）

☆母子・父子自立支援員とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭、寡婦を対象にその自立に必要な情報提供、相談・指導などの支援、就業能力の向上への支援などを行う者です。

こまったとき
（相談）

年手
金当

のく
ら
し

のす
こ
ま
い

のし
こ
と

保
育
・
育
成

相
談

こ
ど
も
の
こ
と

就
学
に
関
する
援
助

優
遇
制
度



こま
つた
とき
(相談)

年手
金当

のく
こらし

のす
こま
とい

のし
こと
こと

保
育
・
育
成

こ
ど
も
の
こ
と
相
談

就
学
に
関
する
援
助

優
遇
制
度

女性悩みごと相談

女性のさまざまな悩みごとを聴き、解決するための糸口となるよう専門のカウンセラーが相談に応じます。「自分自身の生き方のこと」「夫婦・家族間の問題」「心の問題や健康、からだのこと」「職場や地域の人間関係」「セクハラやストーカー、ドメスティックバイオレンス（DV）」などについて、相談を受けることができます。

お気軽にご利用ください。

【相談員】 カウンセラー ※専門の女性相談員が対応します。

【相談日】 毎月第2・4・5水曜日 午前9時～正午

【相談場所】 相談室（市役所2F） ※事前予約制

窓口及び問い合わせ

狛江市 企画財政部 政策室 協働調整担当

電話03-3430-1111（内線2454）

※予約は秘書広報室 広報広聴担当（内線2402・2403）になります。

民生・児童委員

狛江市には、厚生労働大臣から委嘱された民生委員がいます。民生委員は、児童委員も兼ねており、生活上の心配ごとや子どもの養育上の悩みごとを抱えている人の相談相手となっています。

民生・児童委員は、住民の抱える問題を迅速、的確に把握できるように常日頃から調査活動にあたり、住民の声を行政や関係機関に伝え、いろいろな福祉サービスの情報の提供と周知に努めています。

よりよい解決をめざして、共に考える姿勢で相談にあたっております。あなたの人権と秘密は守られますので、身近な隣人としてお気軽に話しかけてください。

窓口及び問い合わせ

民生・児童委員は、自宅の玄関に「東京都民生委員・児童委員」という門標をかがけています。

狛江市 福祉保健部 地域福祉課 地域福祉係

電話03-3430-1111（内線2205）



ひとり親家庭電話相談

子どもや健康などの暮らしにまつわる心配ごと、住まいに関する情報提供など、電話で相談に応じます。

【相談日】 通年（年末年始を除く。） 午前9時～午後4時30分

相談窓口

東京都 ひとり親家庭支援センター（はあと）

TEL03-5261-8687

「母子相談の家」土曜でんわ相談

日々の仕事や子育てなどに追われ、相談する時間もなく、悩みを抱えていませんか？
ひとり親家庭の方が日常生活上困ったこと、悩みごとなど身近な問題を気軽に相談できる
よう、毎月第1・第3土曜日に同じ立場の先輩による電話相談を行っています。

【相談日】 毎月第1・第3土曜日（祝日・年末年始を除く。）
午前10時～午後4時

相談窓口

ひとり親Tokyo ≪（財）東京都母子寡婦福祉協議会≫

電話03-5261-1341

こまいったとき
（相談）

年手
金当

のく
ら
し
こ
と

のす
こ
ま
い
と

のし
こ
と
こ
と

保
育
・
育
成

相
談

就
学
に
関
する
援
助

優
遇
制
度



手当・年金

対象者は各制度によって異なります。支給要件に該当する方は各担当窓口にて手続きをしてください。なお、制度等については変更される場合もありますので、詳細については、各担当窓口にお問い合わせください。

児童扶養手当

父又は母がいないか、父又は母が重度の障がいである場合、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある（一定の障がいを有する場合は20歳未満）児童を養育している父若しくは母、又は養育者に支給される手当です。所得等の制限があります。

<対象>

次のいずれかの状態にある児童を養育している父若しくは母、又は父母以外で児童を養育する方

- 1 父母が離婚又は婚姻を解消した児童
- 2 父又は母が死亡した児童
- 3 父又は母が生死不明である児童
- 4 父又は母が重度の障がいを有する児童
- 5 父又は母が1年以上拘禁されている児童
- 6 父又は母に1年以上遺棄されている児童
- 7 婚姻によらないで生まれた児童
- 8 父又は母が保護命令を受けた児童

<制限>

次のいずれかに該当する場合は、手当の申請をすることができません。

- 1 児童又は受給資格者の住所が日本国内でない場合
- 2 児童が児童福祉施設等（通園施設等を除く）に入所している場合
- 3 児童が里親に委託されている場合
- 4 児童が父母と生計を同じくしている場合（父又は母が障害による受給を除く。）
- 5 児童が父又は母の配偶者（事実上の配偶者を含む）に養育されている場合

***同一住所に異性がいる場合等は、事実上の配偶者とみなします。**



※支給対象と認定されても、申請者又は扶養義務者の前年（１月から６月までの請求については前々年）の所得が下表の所得限度額以上のときは、当該年度の手当は支給停止となります。

＜所得制限＞

＊平成２６年４月現在

扶養親族等人数	受給資格者本人		配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給	
０人	１９万円	１９２万円	２３６万円
１人	５７万円	２３０万円	２７４万円
２人	９５万円	２６８万円	３１２万円
３人	１３３万円	３０６万円	３５０万円
４人以上	１人につき３８万円加算		

＊ご本人で確認される場合の目安となります。正式な審査は、申請された後に行います。

＊扶養義務者とは、同居の父母・祖父母等の直系血族と兄弟姉妹をいいます。

＊児童の父又は母から支払われた養育費の受け取りがあった場合は、その額の８０％を所得に加算します。

＊所得とは、給与所得者の方は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、確定申告の方は確定申告書の「所得金額の合計額」をいいます。

＊社会保険料控除８万円のほか、医療費控除等が控除できます。医療費控除のほかにも法令で細かく規定されていますので、詳細は担当窓口にお問い合わせください。

＜手当月額＞ ＊平成２６年４月～（所得により決定）

全部支給 月額４１，０２０円

一部支給 月額４１，０１０～９，６８０円

第２子は５，０００円、第３子以降は３，０００円が加算されます。

＜支給方法＞

申請のあった月の翌月分から毎年４月・８月・１２月に、その前月までの分を支給

窓口および問い合わせ

狛江市 児童青少年部 子育て支援課 手当助成係

電話０３－３４３０－１１１１（内線２３１３・２３１４）

こま
つた
とき
（相
談）

年手
金当

のく
らし

のす
こま
とい

のし
こと

保
育・
育
成

相
談

就
学
に
関
する
援
助

優
遇
制
度



こまつたとき
(相談)

年手
金当

のく
こらし

のす
こま
とい

のし
こと
と

保
育・
育
成

こ
ど
も
の
こ
と

相
談

就
学
に
関
する
援
助

優
遇
制
度

児童育成手当

父又は母がいないか、父又は母が重度の障がいである場合、18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある児童を養育している父若しくは母、又は養育者に支給される手当です。所得等の制限があります。

<対象>

次のいずれかの状態にある児童を養育している父若しくは母、又は父母以外で児童を養育する方

- 1 父母が離婚又は婚姻を解消した児童
- 2 父又は母が死亡した児童
- 3 父又は母が生死不明である児童
- 4 父又は母が重度の障がいを有する児童
- 5 父又は母が1年以上拘禁されている児童
- 6 父又は母に1年以上遺棄されている児童
- 7 婚姻によらないで生まれた児童
- 8 父又は母が保護命令を受けた児童

<制限>

次のいずれかに該当する場合は、手当の申請をすることができません。

- 1 児童が、児童福祉施設等（通園施設等を除く。）に入所している場合（母子入所を除く。）
- 2 児童が里親に委託されている場合
- 3 児童が、父母と生計を同じくしている場合（父又は母が障害による受給を除く。）
- 4 児童が父および父の配偶者又は母および母の配偶者（事実上の配偶者を含む。）に養育されている場合

*同一住所に異性がいる場合等は、事実上の配偶者とみなされます。

※支給対象と認定されても、受給者本人の前年（1月から4月までの請求については前々年）の所得が下表の所得限度額以上のときは当該年度の手当は支給されません。

<所得制限>

*平成26年4月現在

扶養親族等人数	受給資格者本人
0人	360.4万円
1人	398.4万円
2人	436.4万円
3人	474.4万円
4人以上	1人につき38万円加算



- *ご本人で確認される場合の目安となります。正式な審査は、申請された後に行います。
- *所得とは、給与所得者の方は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、確定申告の方は確定申告書の「所得金額の合計額」をいいます。
- *社会保険料控除8万円のほか、医療費控除等が控除できます。医療費控除のほかにも法令で細かく規定されていますので、詳細は担当窓口にお問い合わせください。

<手当月額>

児童 1 人につき月額 13,500 円

<支給方法>

申請のあった月の翌月分から毎年 6 月・10 月・2 月に、その前月までの分を支給

窓口及び問い合わせ

粕江市 児童青少年部 子育て支援課 手当助成係
電話 03-3430-1111（内線 2313・2314）

児童手当・特例給付

次代の社会を担う児童の健やかな成長を目的に中学校修了前までの子ども（施設入所等の子どもを除く。）を養育している方に支給される手当です。

<対象>

中学生修了前（15 歳到達後の最初の 3 月 31 日まで）の児童を養育している粕江市在住の主な生計者（通常、父母のうち収入の高い方、又は父母に代わって養育している方）

※所得制限があります。

<手当月額>

年 齢 区 分	手 当 額
0 歳～3 歳未満（一律）	15,000 円
3 歳～小学校修了前（第 1 子・第 2 子）	10,000 円
3 歳～小学校修了前（第 3 子以降）	15,000 円
中学生（一律）	10,000 円
所得限度額を超える場合（一律）※	5,000 円

※P12：所得制限限度額

こま
つた
とき
（相
談）

年手
金当

のく
らし
こと

のす
まい
こと

のし
こと
こと

保
育・
育
成

相
談

就
学
に
関
する
援
助

優
遇
制
度



こま
たとき
(相談)

年手
金当

のく
らし
こと

のす
こま
とい

のし
こと
こと

保
育・育
成

こ
ども
のこ
と

相
談

就
学
に
関
する
援
助

優
遇
制
度

<所得制限限度額>

扶養親族等人数	所得限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

※所得額は主な生計者（所得の高い方）が対象で、世帯の合算した所得ではありません。前年中の所得（1月～5月分については前々年の所得）で審査します。

※所得金額から一律 80,000 円（法定の社会保険料相当額）等を控除した額で審査します。その他の控除など該当になる場合もあります。

詳細は、担当窓口にお問い合わせください。

<支払>

6月、10月、2月にその前月分までが支給されます。

窓口及び問い合わせ

狛江市 児童青少年部 子育て支援課 手当助成係

電話03-3430-1111（内線2313・2314）

◆各手当の詳細は、狛江市ホームページからご覧いただけます。

*児童扶養手当（ホーム→暮らしのガイド→母子・父子・女性）

*児童育成手当（ホーム→暮らしのガイド→母子・父子・女性）

*児童手当・特例給付（ホーム→暮らしのガイド→児童）



遺族基礎年金

国民年金に加入している人などが亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた子のある配偶者又は子に支給されます。

遺族基礎年金が受給できない場合、寡婦年金または死亡一時金の制度もあります。

受給には一定の要件がありますので、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

窓口及び問い合わせ

粕江市 福祉保健部 保険年金課 医療年金係

電話03-3430-1111（内線2283）

遺族厚生年金

厚生年金保険に加入している人などが亡くなり、その人に生計を維持されていた妻、夫、子、父母、孫又は祖父母に支給されます。

受給には一定の要件がありますので、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

窓口及び問い合わせ

府中年金事務所

電話042-361-1011

離婚時の厚生年金の年金分割

一定の要件を満たすことにより、婚姻期間中の厚生年金記録を分割することができる制度です。

詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

窓口及び問い合わせ

府中年金事務所

電話042-361-1011

国民年金保険料の免除

国民年金の第一号被保険者については、収入が少なく保険料が納められない場合や生活保護を受けている場合、若しくは障害年金を受けている場合などに、保険料が免除される制度があります。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

窓口及び問い合わせ

粕江市 福祉保健部 保険年金課 医療年金係

電話03-3430-1111（内線2283）

こまつたとき
(相談)

年手
金当

のくらし
のこと

のすまい
のこと

のしごと
のこと

保育・育成

相談

就学に関する援助

優遇
制度



くらしのこと

ここでは、医療やホームヘルプサービスなどの生活上の支援制度や、生活資金や修学資金等の貸付制度などの手当以外の経済的支援などを紹介しています。

ひとり親家庭等医療費助成

18歳に達する日以降の最初の3月31日まで（一定の障がい有する場合は20歳未満）の児童を養育している父子家庭、母子家庭、養育者の家庭に対して保険診療の自己負担分の一部を助成する制度です。所得等の制限があります。

<対象>

市内に住所があり、健康保険に加入している方で、次のいずれかに該当する児童の父若しくは母、又は児童の父母以外で児童を養育している養育者

- 1 父母が離婚又は婚姻を解消した児童
- 2 父又は母が死亡した児童
- 3 父又は母が生死不明である児童
- 4 父又は母が重度の障がい有する児童
- 5 父又は母が1年以上拘禁されている児童
- 6 父又は母に1年以上遺棄されている児童
- 7 婚姻によらないで生まれた児童
- 8 父又は母が保護命令を受けた児童

<制限>

次のいずれかに該当する場合は、助成を受けることができません。

- 1 児童が児童福祉施設等（通園施設等除く。）に入所している場合
- 2 児童が里親に委託されている場合
- 3 児童が父母と生計を同じくしている場合（父又は母が障害による受給を除く。）
- 4 国民健康保険・社会保険等に参加していない場合
- 5 生活保護を受けている場合
- 6 児童が父又は母の配偶者に養育されている場合（事実上の配偶者を含む。）

*同一住所に異性がいる場合等は、事実上の配偶者とみなします。



※ 申請者又は扶養義務者の前々年の所得が下表の所得限度額以上のときは、対象外となります。

※ 児童扶養手当に準拠しています。

<所得制限限度額>

*平成26年4月現在

扶養親族等人数	ひとり親家庭の父又は母及び養育者	配偶者・扶養義務者
0人	192万円	236万円
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円
3人	306万円	350万円
4人以上	1人につき38万円加算	

*ご本人で確認される場合の目安となります。正式な審査は、申請された後に行います。

*扶養義務者とは、同居の父母・祖父母等の直系血族と兄弟姉妹をいいます。

*申請者が父母の場合、支払われた養育費の受け取りがあった場合は、その額の80%を所得に加算します。

*所得とは、給与所得者の方は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、確定申告の方は確定申告書の「所得金額の合計額」をいいます。

*社会保険料控除8万円のほか、医療費控除等が控除できます。医療費控除のほかにも法令で細かく規定されていますので、詳細は担当窓口にお問い合わせください。

<助成内容>

*住民税非課税世帯の方（扶養義務者含む。）

保護者とその児童の保険診療分は無料です。ただし、入院時の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は自己負担となります。

*住民税課税世帯の方（扶養義務者含む。）

保護者とその児童の外来・入院ともに保険診療の自己負担分の一部を助成します。ただし、入院時の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は自己負担額となります。

窓口及び問い合わせ

狛江市 児童青少年部 子育て支援課 手当助成係

電話03-3430-1111（内線2313・2314）

こまつたとき
(相談)

年手
金当

のく
こ
ら
し

のす
こ
ま
い

のし
こ
と

保
育
・
育
成

相
談

就
学
に
関
する
援
助

優
遇
制
度



ひとり親家庭ホームヘルプサービス

母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんあるいはお子さんが、一時的な傷病などで日常生活にお困りのとき、又はひとり親家庭になった直後で生活が不安定なときに、育児や食事の世話などをお手伝いするホームヘルパーを派遣します。

<派遣対象>

次のいずれかに該当するとき

- 1 ひとり親家庭になってから2年以内の家庭で派遣が必要な場合
- 2 小学校3年生以下の子どもがいる家庭で派遣が必要な場合
- 3 ひとり親家庭の親又は中学生以下の子どもが一時的な傷病の場合
- 4 親族等の冠婚葬祭にひとり親家庭の親が出席する場合
- 5 日常の家事及び育児を行っている同居の祖父母等が一時的な傷病の場合
- 6 技能習得のための通学、就職活動、出張、学校の公式行事に参加等の場合

<援助内容>

食事の世話、住居の掃除・整理整頓、被服の洗濯・補修、育児（送迎は不可）、及びその他必要な用務

<派遣内容>

1ヶ月12回以内（1時間単位で最大8時間まで）

<費用>

所得に応じて一部費用が自己負担になります。
詳細は担当窓口にお問い合わせください。

窓口及び問い合わせ

粕江市 児童青少年部 子育て支援課 企画支援係
電話03-3430-1111（内線2312）

こま
つた
とき
（相
談）

年手
金当

のく
こ
ら
し

のす
こ
ま
い

のし
こ
と
と

保
育
・
育
成

相
談

就
学
に
関
する
援
助

優
遇
制
度

こ
ど
も
の
こ
と



女性福祉資金

女性の経済的自立と生活安定を図るために、各種資金の貸付を行っています。

<貸付を受けられる方>

- 1 都内に6ヶ月以上お住まいの配偶者がいない女性で
 - (1) 親・子・兄弟姉妹などを扶養している方（所得制限なし）
 - (2) 親・子・兄弟姉妹などを扶養していない方は年間所得が2,036,000円以下で次のいずれかに該当する方
 - ① かつて母子家庭の母として子を扶養したことがある方
 - ② 婚姻歴のある40歳以上の方
- 2 上記にあてはまらない方で、特に貸付の必要があると認められた方

<保証人>

保証人として、貸付の日の6ヶ月前から都内に住所を有しており、一定の職業を持ち、又は独立して生計を営んでいる方で、この資金について他の保証をしていない方一人が必要です。

<貸付の種類>

詳細については、窓口へお問い合わせください。

<審査>

貸付にあたっては審査を行います。審査によってはお貸しできない場合があります。

<償還方法>

償還期限内に月賦・半年賦・年賦による元利均等償還となります。

<相談及び申込みについて>

まずは、母子・父子自立支援員にご相談ください。相談後に申込みに必要な書類等をご案内いたします。なお、来所での相談の場合は事前の電話予約をお願いします。

窓口及び問い合わせ

狛江市 児童青少年部 子育て支援課 企画支援係

母子・父子自立支援員 電話03-3430-1111（内線2399）

こまつたとき
(相談)

年手
金当

のく
こ
ら
し

のす
こ
ま
い

のし
こ
こ
と

保育・育成

相談

就学に関する援助

優
遇
制
度



こま
つた
とき
(相談)

年手
金当

のく
こら
とし

のす
こま
とい

のし
こと
と

保育・育成
相談
就学に関する援助
こどものこと

優
遇
制
度

母子及び父子福祉資金

母子家庭又は父子家庭の生活安定とその児童の福祉の増進を図るために、各種資金の貸付を行っています。

＜貸付を受けられる方＞

都内に6ヶ月以上お住まいの母子家庭の母又は父子家庭の父等で、20歳未満の子を扶養している方

＜連帯保証人＞

連帯保証人として、貸付の日の6ヶ月前から都内に住所を有しており、一定の職業を持ち、又は独立して生計を営んでいる方で、この資金について他の保証をしていない方一人が必要です。

＜貸付の種類＞

次ページをご覧ください。

＜審査＞

貸付にあたっては審査を行います。審査によってはお貸しできない場合があります。

＜償還方法＞

償還期限内に月賦・半年賦・年賦による元利均等償還となります。

＜相談及び申込みについて＞

まずは、母子・父子自立支援員にご相談ください。相談後に申込みに必要な書類等をご案内いたします。なお、来所での相談の場合は事前の電話予約をお願いします。

窓口及び問い合わせ

柏江市 児童青少年部 子育て支援課 企画支援係

母子・父子自立支援員 電話03-3430-1111（内線2399）



母子及び父子福祉資金貸付金一覧表

*平成26年4月現在

貸付金の種類	内 容	限度額	償還期間	利子
事業開始資金	事業を始めるのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金	2,830,000円 母子家庭の母又は父子家庭の父等の共同事業の場合 4,260,000円	7年以内	1.5% 又は 無利子
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,420,000円	7年以内	1.5% 又は 無利子
技能習得資金	事業を開始又は就職するために必要な知識技能を修得するために必要な資金	月額68,000円 (5年以内) 自動車免許取得の場合 460,000円	20年以内	1.5% 又は 無利子
修業資金	児童が事業を開始又は就職に必要な技能を習得するために必要な資金	月額68,000円 (5年以内) 高校3年在学時に就職を希望する児童が自動車免許取得の場合460,000円	6年以内	無利子
就職支度資金	就職するために直接必要な被服、履き物等の購入資金 (通勤のための自動車購入)	100,000円 通勤のために自動車を購入する場合320,000円	6年以内	1.5% 又は 無利子
医療介護資金	医療又は介護保険によるサービス(介護)を受けるために必要な資金(ただし、医療又は介護を受ける期間が、1年以内と見込まれる場合)	医療 340,000円 特別 480,000円 介護 500,000円	5年以内	1.5% 又は 無利子
生活資金	- 技能習得期間中又は医療若しくは介護を受けている期間中の生活を維持するために必要な資金 - 母子家庭又は父子家庭になって7年未満の方で生活の安定を図るために必要な資金 - 失業している期間中(離職した日から1年以内)の生活を維持するために必要な資金(失業貸付期間1年以内)	月額 69,000円～141,000円 相談により異なります	5年～20年以内	1.5%又は 無利子
住宅資金	自己所有の住宅建設、購入及び現に居住する住宅の増改築・補修又は保全に必要な資金	1,500,000円 (災害・老朽等の場合は、 2,000,000円)	6年又は 7年以内	1.5% 又は 無利子
転宅資金	転宅に必要な敷金・前家賃・運送代にあてるための資金	260,000円	3年以内	1.5% 又は 無利子
結婚資金	児童の婚姻に際し必要な資金	300,000円	5年以内	1.5% 又は 無利子
就学支度資金	児童が小中学校、高校、短大、大学、高専又は専修学校に入学するために必要な資金	学校種別により40,600円～ 590,000円	5年～ 20年以内	無利子
修学資金	児童が高校、短大、大学、高専又は専修学校において修学するために必要な資金	学校種別により月額18,000 円～64,000円	5年～20 年以内	無利子



生活福祉資金（福祉資金・教育支援資金）

所得の少ない世帯、障がい者世帯、又は介護を要する高齢者のいる世帯に、生活の安定と経済的自立を図ることを目的に必要な資金の貸付を行います。

（福祉資金・教育支援資金共通）

<制度概要>

- 1 具体的な利用目的がある場合に、該当する資金種類の貸付を行います。
- 2 すでに支払を終えた経費については、貸付を行いません。
- 3 資金の種類に応じ、貸付条件・基準が定められています。
- 4 資金を借り受けるには民生委員による面接が必要です。また、返済が完了するまで民生委員による相談援助活動が行われます。
- 5 申込みから資金交付まで少なくとも1ヶ月程度かかります。
- 6 母子福祉資金、女性福祉資金、日本学生支援機構など、他の貸付制度の対象とならなかった理由が必要です。

<貸付対象>

次の（１）～（３）のいずれかに該当する世帯で、他からの借入が困難な場合で、かつ貸付審査により返済の見込があると判断された世帯が対象です。

- （１）一定の収入基準を超えない低所得世帯
- （２）日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者がおり、一定の収入基準を超えない世帯
- （３）身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯

<連帯保証人>

借入申込者や連帯借入申込者と別世帯の方で、申込み時に65歳未満であり返済能力のある方が原則1名必要ですが、連帯保証人のいない方でも有利子（1.5%）で貸付は可能です。

<貸付の種類> 次ページをご覧ください。

<利子及び償還方法>

連帯保証人のいる方は無利子。連帯保証人のいない方は年利1.5%（緊急小口資金、教育支援資金は無利子）。最終償還期限を過ぎても返済が完了していない場合は、残元金に対し年10.75%の延滞利子が発生します。償還方法は、月賦による元利均等償還となります。

窓口および問い合わせ

狛江市社会福祉協議会

TEL 03-3488-0294

こま
（相
談）
た
と
き

年
手
金
当

の
く
こ
ら
と
し

の
す
こ
ま
と
い

の
し
こ
と
と

保
育
・
育
成

相
談

就
学
に
関
する
援
助

優
遇
制
度

こ
ど
も
の
こ
と



生活福祉資金（福祉資金・教育支援資金）貸付金一覧表

*平成26年4月現在

資金種類			貸付上限額の目安	償還期間	据置期間	連帯保証人	利子
福祉資金	福祉費	出産・葬祭に必要な経費	500,000円	3年以内	6か月以内	原則必要だが、無でも可	保証人有なら無利子 保証人無なら年1・5%
		住居の移転等に必要な経費	500,000円	3年以内			
		障がい者用自動車の購入に必要な経費	2,500,000円	8年以内			
		住宅の増改築、補修等に必要な経費	2,500,000円	7年以内			
		福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000円	8年以内			
		負傷または疾病の療養に必要な経費	1,700,000円	5年以内			
		介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費	1,700,000円	5年以内			
		災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	1,500,000円	7年以内			
		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	5,136,000円	10年以内			
		就職の支度に必要な経費	500,000円	3年以内			
		生業を営む為に必要な経費	低所得世帯 2,800,000円 障がい者世帯 4,600,000円	7年以内 9年以内			
		技能習得に必要な経費	習得期間により異なる (例) 6ヶ月：1,300,000円 2年：4,000,000円	8年以内			
		その他日常生活上一時的に必要な経費 (例：年金・健康保険税未納分、義務教育にかかる制服や修学旅行費用 など)	500,000円	3年以内			
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合	100,000円	8ヶ月以内			無利子

教育支援資金	教育支援費	学校の授業料などに必要な費用	高校 35,000円/月	14年以内	6か月以内	原則不要（ただし、連帯借受人は必要）	無利子
			高専・短大60,000円/月				
			大学 65,000円/月				
	就学支度費	学校の入学金	500,000円				



受験生チャレンジ支援貸付事業

学習塾などの費用や、高校・大学などの受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子どもたちへの支援を目的としたものです。

＜貸付の種類＞

○学習塾等受講料貸付金

入学試験に備えるために必要な学習塾、各種受験対策講座、通信講座の受講費用の貸付（家庭教師は除く。）

○受験料貸付金

高等学校（特別支援学校高等部・高等専門学校を含む。）および、大学（短期大学・専修学校・各種学校を含む。）の受験料の貸付

※上記対象となる学習塾、学校には要件があります。

＜貸付対象＞

次の全てに該当する方

- 1 世帯の生計中心者（20歳以上）であること
- 2 課税所得又は総収入金額が一定基準以下であること
- 3 預貯金等資産の保有額が600万円以下（世帯）であること
- 4 土地・建物を所有していないこと（現在居住している場所及び不動産所得を得ていない土地、建物は除く。）
- 5 都内に引き続き1年以上在住（住民登録）していること
- 6 生活保護受給世帯の世帯主又は構成員でないこと
- 7 暴力団員が属する世帯の構成員でないこと

＜連帯保証人＞

本人と同一世帯でなく、かつ申込み時に20歳以上であること、本事業の収入要件を超える収入があること。ただし、今年度本貸付事業の借受人又は連帯保証人になっている場合や、他公的資金の借受人や連帯保証人で滞納がある場合は対象となりません。

＜利子及び償還方法＞

無利子。ただし、借用書で約束した返済期間を過ぎても返済が完了していない場合は、残元金に対し年10.75%の延滞利子が発生します。償還方法は、月賦による均等返済となります。

＜返済（償還）免除＞

貸付対象となる高校・大学等へ入学した場合、申請手続きをすることにより返済が免除（償還免除）になります。また、入学できなくても要件に該当すれば、審査を経て、返済が免除される場合があります。



受験生チャレンジ支援貸付事業一覧表

*平成26年4月現在

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子	資金の範囲
学習塾等 受講料 貸付金	中学3年生 高校3年生と それに準ずる もの 200,000円	原則として、 貸付を行った 年度末の翌日 から6ヶ月以内	5 年 以 内	無 利 子	対象となる学習塾等の費用
高校 受験料 貸付金	27,400円 (上限)				対象となる高校の受験料 *一度の貸付で4回(校)分の受験料まで 貸付可 *1校あたりの受験料は23,000円まで
大学等 受験料 貸付金	105,000円 (上限)				対象となる大学等の受験料 *一度の貸付で3回(校・学部)分の受験料 まで貸付可 *1回あたりの受験料は35,000円まで

<子どもの要件>

- 1 都内に1年以上在住していること
- 2 申込日の年度初め(4月1日)に20歳未満であること
- 3 中学3年生、高校3年生又はそれらに準じるもの(中学校、高校既卒者、高等学校卒業程度認定試験合格者)であること

窓口および問い合わせ

狛江市社会福祉協議会

Tel 03-3488-0294

緊急援護資金

生活困難な市民で緊急に資金が必要な方に85,000円以内、り災のときは500,000円以内を貸付けます。(世帯の収入状況により制限があります。)貸付金は無利子ですが、確実な連帯保証人が1人必要です。償還は翌々月から17ヶ月以内です。

窓口及び問い合わせ

狛江市 福祉保健部 福祉相談課 生活支援係

電話03-3430-1111(内線2211・2212)

こま
つた
とき
(相
談)

年
手
金
当

の
く
ら
し
こ
う
し

の
す
こ
ま
い
と
い

の
し
こ
と
こ
と

保
育
・
育
成

相
談

こ
ど
も
の
こ
と

就
学
に
関
する
援
助

優
遇
制
度



こ
ま
っ
た
と
き
(相談)

年
手
金
当

の
く
ら
し

の
す
こ
ま
い

の
し
こ
と

保
育
・
育
成

相
談

就
学
に
関
する
援
助

優
遇
制
度

生活保護

病気や失業のために収入が途絶えたり、まだ働いていても収入が少なく生活に困っている方は、生活保護の申請ができます。

生活保護の制度は、国が生活に困窮するすべての国民に、最低限度の生活を保障し、あわせてその自立を助長することを目的としています。

具体的には、世帯ごとに厚生労働大臣が定めた基準で最低生活費を算定し、世帯の収入がその最低生活費を下回る場合に、その不足分を扶助するものです。

生活保護には、生活・住宅・教育・介護・医療など8種類の扶助があり、世帯の状況に応じて必要な扶助が適用されます。

窓口及び問い合わせ

粕江市 福祉保健部 福祉相談課 生活支援係

電話03-3430-1111（内線2211・2212）

養育費

養育費とは、お子さんが自立するまでに要する費用です。衣食住に掛かる経費、教育費、医療費などを指します。

離婚して夫婦の関係は切れても親と子の関係は切れません。親権者であるかどうかにかかわらず、どちらの親も子どもを養育し、幸せにする責任があります。養育費はお子さんに対して、自分と同程度の生活を保障するという強い義務で、自己破産しても負担義務はなりません。

また、養育費は離婚時だけでなく、離婚後でもいつでも請求できます。

窓口及び問い合わせ

* 粕江市 児童青少年部 子育て支援課 企画支援係

母子・父子自立支援員 電話03-3430-1111（内線2399）

* 養育費相談支援センター 電話03-3980-4108

フリーダイヤル 電話0120-965-419（一般電話のみ）

* 東京都ひとり親家庭支援センターはあと（一般財団法人東京都母子寡婦福祉協議会）
電話03-5261-1278



すまいのこと

住居費用が生活費の中で占める割合は大きいものです。

ここでは、東京都が管理・募集している公営住宅等の紹介をします。

都営住宅

下記の要件に当てはまる方は定期的に募集のある都営住宅に申し込むことができます。

<入居資格(概要)>

次の要件のすべてにあてはまる方

- 1 都内に居住していること。(家族向ポイント方式又は単身者向は引き続き3年以上の居住が必要)
- 2 申込者本人が成年であること。(20歳未満の既婚者含む。)
- 3 同居親族がいること。(単身者向は同居家族がいないこと。)
- 4 世帯の所得金額が基準内であること。
- 5 住宅に困っていること。
- 6 申込者(同居家族含む。)が暴力団員でないこと。

※各募集時期によって資格が異なりますので、お申込み時には必ず詳細をご確認ください。

<募集予定>

対象世帯	募集期間
① 家族向・単身者向	5月・11月
② 家族向(ポイント方式)・単身者向	2月・8月

*募集期間、募集内容については、変更することもあります。

*他に、地元割り当てがある場合もあります。

*募集時期については、「広報こまえ」でお知らせします。

①あき家の一部の地区でひとり親世帯(申込者本人が配偶者のいない方であり、同居親族が20歳未満の子だけであること。)、生活保護世帯、DV被害世帯、高齢者世帯等について、当選率が一般世帯より最大で5~7倍程高くなる優遇制度があります。

②家族向ポイント方式とは、ひとり親世帯(母子・父子)、高齢者世帯などに対して、書類

こまったとき
(相談)

年手
金当

のく
こらし
こと

のす
こま
とい

のし
こと
こと

保育・育成

相談

就学に関する援助

優
遇
制
度



こ
ま
つ
た
と
き
(相
談)

審査や実態調査をしたうえで、住宅困窮度合いの高い方から順に募集戸数分の方を入居予定者として登録するものです。

＜申込用紙の配布＞

募集期間中に限り、都庁及び東京都住宅供給公社募集センターで配布しています。
また、同期間、市役所2階ロビーにも設置いたします。

年
手
金
当

窓口及び問い合わせ

東京都住宅供給公社都営住宅募集センター
電話03-3498-8894

の
く
ら
し
こ
と

の
す
こ
ま
と
い

母子生活支援施設

の
し
こ
と
と

18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、生活上のいろいろな問題のため、子どもの養育が十分にできない場合に、母と子どもと一緒に利用できる児童福祉施設です。市が実施機関となりますので、入所については母子・父子自立支援員との面接が前提となります。

＜援護の内容＞

居室を提供するほか、母子・父子自立支援員による自立支援、就労支援などや少年指導員による子どもの学習指導などを行っています。

＜費用＞ 所得に応じて月ごとの費用を負担していただきます。

窓口及び問い合わせ

狛江市 児童青少年部 子育て支援課 企画支援係
母子・父子自立支援員 電話03-3430-1111（内線2399）

保
育
・
育
成

相
談

就
学
に
関
する
援
助

こ
ど
も
の
こ
と

優
遇
制
度



しごとのこと

ここでは、仕事に関する各機関での支援策・制度について紹介します。

母子家庭及び父子家庭 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母又は、父子家庭の父で、自立を援助するため就業に結びつく可能性が高い養成講座などを受講し、修了した場合、その講座の受講料の一部を支給します。

＜支給対象者＞ 市内在住の母子家庭の母又は、父子家庭の父で、次のすべての要件を満たす方

- 1 20歳未満の児童を養育している方
- 2 児童扶養手当の支給（全部支給又は一部支給）を受けているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方
- 3 雇用保険法による教育訓練給付の受給資格がない方
- 4 教育訓練講座を受講することが、適職に就くために必要であると認められる方
- 5 原則として、過去に当該給付金の支給を受けていない方

＜対象講座＞ 次の講座で事前に市長の指定を受けた講座

- 1 雇用保険法に基づく教育訓練給付の指定教育訓練講座
例：医療事務・ホームヘルパー・調理師・税理士 など

* 指定内容は、「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」にまとめられており、ハローワークで閲覧できるほか、厚生労働省のホームページでもご覧になれます。

(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/bosikatei/1.html>)

- 2 その他、市長が特に必要と認めた講座

＜支給額＞ 対象講座修了後、受講料の20%

（受講料は入学料及び授業料に限る。上限10万円、4千円以下は支給対象外）

＜審査＞

講座の指定や給付にあたっては審査を行います。審査の結果、給付できない場合もあります。

＜受講前の手続＞

担当窓口で電話予約のうえ、事前相談及び事前に対象講座指定申請が必要です。

窓口及び問い合わせ

柏江市 児童青少年部 子育て支援課 企画支援係

母子・父子自立支援員 電話03-3430-1111（内線2399）

こま
った
とき
（相
談）

年
手
金
当

の
く
ら
し

の
す
こ
ま
い

の
し
こ
と

保
育
・
育
成

こ
ど
も
の
こ
と
相
談

就
学
に
関
す
る
援
助

優
遇
制
度



こまつたとき
(相談)

年手
金当

のく
らし

のす
こま
とい

のし
こと

保
育
・
育
成

こ
ど
も
の
こ
と

相
談

就
学
に
関
する
援
助

優
遇
制
度

母子家庭及び父子家庭 高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母又は、父子家庭の父が、就職に有利な看護師などの資格を取得するため 2 年以上の養成機関において修業する場合、一定期間につき経済的支援を行います。(上限 2 年)

＜支給対象者＞ 市内在住の母子家庭の母又は、父子家庭の父で、次のすべての要件を満たす方

- 1 20 歳未満の児童を養育している方
- 2 児童扶養手当の支給(全部支給又は一部支給)を受けているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方
- 3 修業期間が 2 年以上の養成機関において一定の課程を修業し、資格の取得が見込まれる方
- 4 就業又は育児と修業の両立が困難な状況であると認められる方
- 5 過去に当該訓練促進給付金の支給を受けていない方
- 6 高等職業訓練促進給付金と趣旨を同じくする他の給付を受けていない方
- 7 市税を完納している方

＜支給対象資格＞

- ・看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・保健師・助産師
- ・理容師・美容師・その他上記に準じ市長が地域の実情に応じ特に認める資格

＜給付金の内容＞

- 1 高等職業訓練促進給付金
就業中の母子家庭の母又は、父子家庭の父の生活費の負担を軽減するため、修業期間の一定期間について給付金を申請のあった当月分から支給します。

・支給額	市民税非課税世帯	月額	100,000 円
	市民税課税世帯	月額	70,500 円
- ・支給期間 修業期間の一定期間
- 2 高等職業訓練修了支援給付金
養成機関において養成課程を修了した方に対し、一時金を支給します。

・支給額	市民税非課税世帯	50,000 円
	市民税課税世帯	25,000 円

＜審査＞ 給付にあたっては審査を行います。審査の結果、給付できない場合もあります。

＜事前相談＞ 担当窓口で電話予約のうえ、事前相談が必要です。

窓口及び問い合わせ

柏江市 児童青少年部 子育て支援課 企画支援係
母子・父子自立支援員 電話 03-3430-1111 (内線 2399)



東京都立職業能力開発センター

職業に必要な技術、技能を持っているかどうかは、有利な職業につけるかどうかを左右します。

従来の技術専門校を機能拡充した職業能力開発センターでは、100を超える訓練科目を設けて、技能習得に必要な訓練を行っています。受講期間は科目によって2ヶ月・3ヶ月6ヶ月・1年又は2年などで、授業料がかかるコースとからないコースがあります。

雇用保険を受給できない求職者に対し、「求職者支援制度」もあります。詳細は、住所地管轄のハローワークへご相談ください。

窓口及び問い合わせ

ハローワーク府中

電話042-336-8609

こま
った
とき
(相
談)

年
手
金
当

の
く
ら
し
こ
と

の
す
こ
ま
と
い

の
し
こ
と
こ
と

保
育
・
育
成

相
談

就
学
に
関
する
援
助

優
遇
制
度

こ
ど
も
の
こ
と



こま
つた
とき
(相
談)

年
手
金
当

の
く
こ
ら
し

の
す
こ
ま
と
い

の
し
こ
と
と

保
育
・
育
成

相
談

就
学
に
関
する
援
助

こ
ど
も
の
こ
と

優
遇
制
度

ハローワーク(公共職業安定所)

ハローワーク（公共職業安定所）は、求職者の希望と能力、適正にふさわしい情報を提供し、職業紹介を行うところです。また、就職後に職場でその能力が十分に発揮できるように、助言・援助も行っています。さらに、必要な場合は、公共職業訓練の入校案内も行います。

新たに就職したり、転職をしたいとき、どういう職業につけばよいか迷っているときは、ハローワーク（公共職業安定所）に相談しましょう。

職業紹介、相談は無料で、個人の秘密は守られます。

また、ハローワークの付属施設としてワークプラザ等が各地にありますので、こちらもあわせてご利用ください。

都内ハローワーク、ワークプラザ等では、都内全域の求人を閲覧することができます。

ただし、雇用保険の受給手続きと職業訓練の申込みについては住所を管轄するハローワークのみとなりますので、ご注意ください。

施 設	所在地・電話	業務内容
ハローワーク府中 「京王線」府中駅 「JR 南武線・京王線」分倍河原駅	府中市美好町 1-3-1 電話 042-336-8609	・職業相談 ・職業紹介 ・雇用保険受給手続等
調布国領しごと情報広場 「京王線」国領駅前	調布市国領町 2-5-15 コクティール2 階 電話 042-480-8103	・職業相談 ・職業紹介
永山ワークプラザ 「京王線」京王永山駅 「小田急線」小田急永山駅	多摩市永山 1-5 ベルブ永山4階 電話 042-375-0951	・職業相談 ・職業紹介

* 調布国領しごと情報広場には、子育て中の方のために、「マザーズコーナー」があります。



東京しごとセンター

東京しごとセンターは、東京都が都民の雇用・就業を支援するために設置した「しごとに関するワンストップサービスセンター」です。

すべての年齢層の方を対象に、一人ひとりの適性や状況を踏まえた、きめ細かな就業相談やキャリアカウンセリング、職業紹介を行っています。また、起業・NPOなどの雇用以外の多様な働き方についても相談窓口を設置し、専門相談を行っています。

仕事と子育て、仕事と家庭の両立に関する相談については女性専用アドバイザーが対応します。また、1歳から6歳（未就学児に限る。）までのお子様をお預かりする託児サービス（事前予約制）も無料で行っております。

窓口及び問い合わせ

東京しごとセンター 電話03-5211-1571

【平日】午前9時～午後8時 【土曜】午前9時～午後5時

*日曜祝日・年末年始休館

【所在地】千代田区飯田橋 3-10-3

（JR 中央・総武線飯田橋駅東口より徒歩 7 分）

東京しごとセンター多摩

東京しごとセンター多摩は、「東京しごとセンター」の多摩地域における雇用就業支援の拠点としてサービスを提供しています。若年から高齢者まで幅広い年齢層の方に対して、キャリアカウンセリングを通して職業紹介をします。

自分に合った仕事を探していただくため、経験豊富な就職支援アドバイザーが、二人三脚でサポートします。適職相談、面接対策など、きめ細かいアドバイスやカウンセリング、職業紹介を行います。子育てや仕事と家庭の両立に関する相談を受ける女性専用アドバイザーもおります。

窓口及び問い合わせ

東京しごとセンター多摩 電話042-329-4510

【平日】午前9時～午後8時 【土曜】午前9時～午後5時

*日曜祝日・年末年始休館

【所在地】国分寺市南町 3-22-10 東京都労働相談情報センター国分寺事務所 2 階

（JR 中央線・西武線国分寺駅南口より徒歩 5 分）

こま
（相
談）
た
と
き

年
手
金
当

の
く
こ
ら
し

の
す
こ
ま
と
い

の
し
こ
と
と

保
育
・
育
成

相
談

就
学
に
関
する
援
助

優
遇
制
度

こ
ど
も
の
こ
と



こま
つた
とき
(相談)

年手
金当

のく
こらし

のす
こま
とい

のし
こと
こと

保
育・
育
成

こ
ども
の
こ
と
相
談

就
学
に
関
する
援
助

優
遇
制
度

マザーズハローワーク東京

マザーズハローワーク東京は、「仕事と子育ての両立をめざす方（男性も含む。）をはじめ、就職を希望するすべての女性を支援するハローワーク」です。予約制・担当制によるきめ細かな職業相談・職業紹介や、履歴書・職務経歴書の書き方、面接の受け方等のアドバイス、各種セミナー、パソコン講習（マザーズ向け）も開催しています。お子様連れでも気軽に利用できるよう、チャイルドコーナー・授乳室なども設置しています。

窓口及び問い合わせ

マザーズハローワーク東京 電話03-3409-8609

【平日】 午前10時～午後6時 【土曜・日曜祝日】 閉庁

【所在地】 渋谷区渋谷1-13-7 ヒューリック渋谷ビル（千秋ビル）3階
（渋谷駅宮益坂口・東口から徒歩3分）

東京都ひとり親家庭支援センター はあと飯田橋

ひとり親家庭を対象に、ハローワーク、東京しごとセンター、区市町村、母子・父子自立支援員、NPOと連携しながら相談から能力開発・職業紹介までの一貫した支援を行っています。

窓口及び問い合わせ

東京都ひとり親家庭支援センター はあと飯田橋 電話03-3263-3451

【月・水・金・土・日】 午前9時～午後4時30分 【火・木】 午前9時～午後7時30分
【祝日】 休業

【所在地】 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階
（JR中央線・総武線飯田橋駅東口徒歩7分）

就業支援講習会

都内在住のひとり親家庭の母・父及び寡婦に対し、自立に必要な知識・技能の習得のため、パソコン講習会（1回3日間・18時間）を行っています。

＜対象者＞ 就業のためにパソコン技能の習得を希望するひとり親家庭の母・父及び寡婦

＜内 容＞ パソコン ワード・エクセル（初級・応用）

＜時 間＞ 午前9時～午後4時15分

窓口及び問い合わせ

東京都ひとり親家庭支援センター はあと飯田橋
電話03-3263-3451



こどものこと（保育・育成）

ここでは、保育園や一時保育等の各制度を紹介していますので、ぜひご利用ください。

保 育 園

保護者が日中家庭で児童の保育をすることができない事情にあるとき、保護者に代わって保育する施設です。

認可保育所

児童福祉法に基づき都道府県又は政令指定市又は中核市が設置を認可した施設です。
市内には、公立6園、私立6園があり、今後私立1園を増設予定です。
詳しくはホームページや窓口で配布している『保育園入園のしおり』をご覧ください。

窓口及び問い合わせ

狛江市 児童青少年部 児童青少年課 保育係

電話03-3430-1111（内線2316・2317・2328）

認証保育所

東京都が認証した保育施設で、都独自の制度です。

市内には5園あり、園ごとに入所選考方法・保育料等がこととなります。

申込みなど、詳しくは直接施設にお問い合わせください。

施設の場所などについては、担当課にお問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください。

問い合わせ

狛江市 児童青少年部 児童青少年課 保育係

電話03-3430-1111（内線2316・2317・2328）

こ
ま
っ
た
と
き
（
相
談
）

年
手
金
当

の
く
ら
し
と
し

の
す
こ
ま
と
い

の
し
こ
と
と

保
育
・
育
成

相
談

就
学
に
関
する
援
助

優
遇
制
度

こ
ど
も
の
こ
と



こ
ま
っ
た
と
き
(相談)

年
手
金
当

の
く
ら
し

の
す
こ
ま
と
い

の
し
こ
と

保
育
・
育
成

こ
ど
も
の
こ
と

相
談

就
学
に
関
す
る
援
助

優
遇
制
度

家庭福祉員

3歳未満の乳幼児の保育をする認可外保育施設です。

一定の資格を持ち、狛江市から認定を受けた家庭福祉員が、家庭福祉員宅で家庭の雰囲気気を大切に保育します。

狛江市には、5人の家庭福祉員がいます。

申込みについては家庭福祉員にお問い合わせください。施設の場所、保育料など、詳細については、担当課にお問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください。

家庭福祉員

- | | | | | |
|----------|----|------------|----|-----------|
| ・柳沢芳子さん | 場所 | 東和泉1-26-19 | 電話 | 3489-6168 |
| ・亀山陽子さん | 場所 | 東和泉3-3-12 | 電話 | 3489-9837 |
| ・中村みつ江さん | 場所 | 岩戸南3-6-11 | 電話 | 3430-3804 |
| ・石本さつきさん | 場所 | 岩戸北4-12-12 | 電話 | 3430-3413 |
| ・白川佳子さん | 場所 | 駒井町3-32-17 | 電話 | 3488-9323 |

問い合わせ

狛江市 児童青少年部 児童青少年課 保育係

電話03-3430-1111（内線2316・2317・2328）



病児保育

仕事や冠婚葬祭などの理由で、病気又は病気やケガの回復期にあるお子様をご家庭で保育することが困難な場合に病児保育室で一時的にお預かりします。医師と保育士（看護師）の連携でお預かりいたしますので安心です。ご利用には事前登録が必要です。

<対象>

次の3つの条件を満たしている方

- 1 市内にお住まいの小学校3年生までの児童
- 2 病児保育室に利用登録している方
- 3 保育園及び小学校が受け入れられない程度の「病後児」又は「病児」で医師が病児保育室に入室可能と認めた児童

※年齢（月齢）の低い児童については、医師の判断によりお預かりできない場合があります。

※保育時間や利用料など詳細は、担当課にお問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください。

問い合わせ

粕江市 児童青少年部 子育て支援課 企画支援係
電話03-3430-1111（内線2311）

粕江すこやか病児保育室（野澤医院内）

住所 粕江市猪方3-18-10

電話 03-3489-2557

携帯 090-8307-3635

※携帯番号は固定電話番号につながらない場合のみご利用ください。

こま
った
とき
（相
談）

年
手
金
当

の
く
ら
し

の
す
こ
ま
い

の
し
こ
と

保
育
・
育
成

相
談

就
学
に
関
する
援
助

優
遇
制
度

こ
ど
も
の
こ
と



こ
ま
っ
た
と
き
(相
談)

一時保育

保護者の方が、病気などでお子さんを家庭で保育できなくなったときなど、一時的にお預かりをします。

年
手
金
当

家庭福祉員宅

の
く
ら
し
こ
と

柳沢芳子さん（家庭福祉員）宅

＜対 象＞ 市内に住む生後57日から3歳未満の健康で集団保育が可能な乳幼児
※保育時間や利用料などの詳細は、お問い合わせください。

＜実施施設＞ 狛江市東和泉1-26-19

の
す
こ
ま
い

の
し
こ
と

問い合わせ・申込み

狛江市子ども家庭支援センター 月～土曜日 午前9時～午後6時

電話 03-5438-6606 FAX 03-3489-5182

問い合わせ

狛江市 児童青少年部 子育て支援課 企画支援係

電話03-3430-1111（内線2311）

保
育
・
育
成

こ
ど
も
の
こ
と
相
談

就
学
に
関
する
援
助

保 育 園

虹のひかり保育園

＜対 象＞ 集団保育が可能な生後57日から満2歳未満の児童
※現に保育施設などに入所している児童は対象となりません。
※障がい児、アレルギー児は要相談。薬のお預かりはできません。

問い合わせ・申込み

虹のひかり保育園（狛江市東和泉1-32-18） 電話 090-2910-7081

（受付時間：月～金曜日の午前9時～午後5時）

優
遇
制
度



駄倉保育園

- ＜対 象＞ 集団保育が可能な満2歳から就学前の幼児
 ※現に保育施設などに入所している児童は対象となりません。
 ※障がい児、アレルギー児は要相談。薬のお預かりはできません。

問い合わせ・申込み

駄倉保育園（狛江市岩戸北3-20-2） 電話 090-3239-9083
 （受付時間：月～金曜日の午前9時～午後5時）

狛江保育園

- ＜対 象＞ 集団保育が可能な幼児で、幼児の年齢が当該年度4月1日時点で満2歳から就学前まで。
 ※障がい児、アレルギー児は要相談。薬のお預かりはできません。

問い合わせ・申込み

狛江保育園（狛江市西野川4-12-1） 電話 03-3480-0069
 （受付時間：月～金曜日の午前9時～午後5時）

《保育園3園共通》

- ＜利用方法＞ 事前に保育園にて利用登録が必要です。
 （虹のひかり保育園は母子手帳の写しが必要です。医師の健康診断書が必要な場合もあります。）
 利用登録完了後、利用日の予約をしてください。

提出書類、保育時間、一時保育料等の詳細は、各園または担当課までお問い合わせください。

問い合わせ

狛江市 児童青少年部 児童青少年課 保育係
 電話03-3430-1111（内線2316・2317・2328）

こま
つた
とき
（相
談）

年手
金当

のく
こらし
と

のす
こま
とい

のし
ここと
と

保育・育成

相談

就学に関する援助

こどものこと

優
遇
制
度



こ
ま
っ
た
と
き
(相談)

ショートステイ

保護者の方が、病気などでお子さんを家庭で見ることができなくなったときに、市が指定する児童福祉施設で短期的に養育することにより、子育て支援と児童の福祉の向上を図ります。宿泊又は日帰りの利用ができます。

<対 象> 市内に住む2歳から12歳の児童を養育する方
※保育時間や利用料などの詳細は、お問い合わせください。

年
手
金
当

の
く
ら
し

<実施施設> 児童養護施設 二葉学園 【住所】調布市上石原2-17-7
電話 042-482-2578

の
す
ま
い

問い合わせ・申込み 狛江市子ども家庭支援センター 電話03-5438-6606
FAX3489-5182 月～土曜日 午前9時～午後6時

の
し
こ
と

問い合わせ 狛江市 児童青少年部 子育て支援課 企画支援係
電話03-3430-1111 (内線2311)

保
育
・
育
成

ファミリー・サポート・センター

地域で育児の援助を受けたい方(利用会員)と協力したい方(サポート会員)が会員となり、会員同士が支えあうシステムです。

相
談

<対 象> 利用会員:生後57日から小学校在学児童を養育している市内在住・在勤の方
サポート会員:18歳以上の方
※事前の登録(利用会員は説明会の出席、サポート会員は説明会の出席と講習会の受講)が必要です。

就
学
に
関
する
援
助

通常事業

<利用時間> 午前6時～午後10時

<報酬(謝礼金)>

利 用 区 分	報 酬 額 (謝礼金)
平日の午前7時～午後7時	児童1人1時間あたり 700円
土・日曜・祝日及び12月29日から1月3日 までの日並びに上記以外の時間	児童1人1時間あたり 800円

優
遇
制
度



病後児預かり事業

＜利用時間＞ 午前7時～午後6時（土曜日は午後1時まで）
※12月29日から1月3日までの日を除く

＜報酬＞
（謝礼金）

利用区分	報酬額（謝礼金）
平日の午前7時～午後6時	児童1人1時間あたり 1,000円
土曜日の午前7時～午後1時	児童1人1時間あたり 1,100円

※交通費、食事（ミルク）、おやつ代などは利用会員が実費を負担します。

問い合わせ・申込み

狛江市ファミリー・サポート・センター

受付時間 午前10時～午後6時

休館日 日曜日・祝日・年末年始

住所 狛江市中和泉3-12-6（和泉児童館内）

電話 03-3480-1587 FAX 03-3480-1732

学童クラブ

学童クラブは、保護者の方の就労、病気などで、放課後等に家庭で保護育成に当たることのできない世帯のお子さんを対象に、子どもたちの遊びや安全管理・生活指導や余暇指導を行い、子どもたちの健全育成を図ることを目的として実施しています。

学童クラブには、「学童保育所」・「小学生クラブ」・「放課後クラブ」の3つがあります。

各クラブは、それぞれに対象児童の受入れ学年・実施時間・利用料金等が異なりますので、詳細については、担当課にお問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください。

なお、翌年度4月からの入所・入会は、一斉受付となります。申請は年度ごとに必要です。

※一斉受付の期間は、年度により異なります。詳細は、担当窓口にお問い合わせください。

窓口及び問い合わせ

狛江市 児童青少年部 児童青少年課 児童青少年係

電話03-3430-1111（内線2318・2319）

こま
（ま）
相
談
た
と
き

年
手
金
当

の
く
ら
し

の
す
こ
ま
い

の
し
こ
と

保
育
・
育
成

相
談

就
学
に
関
する
援
助

優
遇
制
度



子育てひろば

主に0歳から3歳の子どもと保護者が集い、交流しながら、仲間づくりや情報交換ができる場です。子育て相談もできます。お気軽に利用してみたいはいかがでしょうか。

★ 保育園園庭開放「おひさま」

月2回、公立保育園6園の園庭を開放しています。開催日程の詳細は、「広報こまえ」でご確認いただくか、又は各園に直接お問い合わせください。また、私立保育園で園庭開放を行っている園もございます。あわせてご確認ください。

★ 学童保育所午前開放「遊びの広場」 毎週火・水・金 午前10時～正午

- ・東野川学童保育所 電話 03-3480-8709
- ・駒井学童保育所 電話 03-3489-2877
- ・松原学童保育所 電話 03-3489-9380

★ 和泉児童館「子育てひろば」 電話03-3480-1441

月曜日から金曜日までの午前10時から午後3時まで、相談員がお子さんを遊ばせながら、子育てに関する相談を受けています。また、乳幼児親子を対象とした遊戯や体操教室の他に、リトミックや季節行事を通じた交流活動なども行っています。詳細は、お問い合わせください。

※平成27年度は、和泉児童館の建替えのため、
根川地区センター2階 及び あいとびあセンター創作室 にて実施します。

★ 岩戸児童センター「子育てひろば」 電話03-3489-5414

併設の子ども家庭支援センターと協力して、乳幼児親子を対象としたプレイルームや年齢別の親子講座、お子さんの身長・体重を測る『すくすく測定』、栄養講座等を行います。子育てに関する相談にも職員や相談員が随時受け付けています。詳細はお問い合わせください。

★ 野川たんぼひろば 毎月第1・第3火曜日 午前10時～11時30分

月2回、野川地域センターで開催しています。ボールプールやままごとなど、いろいろなおもちゃで自由に遊べます。音楽に合わせて手遊びやリズム遊びをする時間もあります。子育てに関する相談にも専門のスタッフが対応します。

問い合わせ ・粕江市 児童青少年部 子育て支援課 企画支援係

電話03-3430-1111（内線2311）

・粕江市子ども家庭支援センター 電話03-5438-6606

こま
（相
ま
談）
た
と
き

年
手
金
当

の
く
こ
ら
と
し

の
す
こ
ま
と
い

の
し
こ
と

保
育
・
育
成

相
談

就
学
に
関
する
援
助

優
遇
制
度

こ
ど
も
の
こ
と



こどものこと(相談)

発達や養育のことなど子どもに関するお悩みでしたら、一人で悩まず、専門の機関にお気軽にご相談ください。

子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センターでは0歳から18歳までのお子さんとその家庭の相談を行っています。子どものこと、家庭のことで悩んでいる方、なんでもお気軽にお話しください。専門スタッフや専門相談員が対応いたします。電話相談やメール相談も受け付けています。

＜相談日＞ 月～土曜日

＜受付時間＞ 午前9時～午後6時

＜相談専用ダイヤル＞ 03-5438-6605

＜相談アドレス＞ tanpopo-kosodate@etude.ocn.ne.jp

窓口及び問い合わせ

狛江市子ども家庭支援センター

所在地 狛江市岩戸南3-15-1 岩戸児童センター2階

電話 03-5438-6606 FAX 03-3489-5182

子育て支援課

子どもと家庭に関するさまざまな相談を受け付けています。皆さんの不安や悩みをよい方向に進むようにお手伝いしますので、お気軽にご相談ください。

また、児童虐待の相談や通報なども受け付けています。

＜相談日＞ 月～金曜日

＜時間＞ 午前8時30分～午後5時

窓口及び問い合わせ

狛江市 児童青少年部 子育て支援課 企画支援係

電話 03-3430-1111 (内線2312)

こまったとき
(相談)

年手当

のくらし

のすまい

のしごと

保育・育成

相談

就学に関する援助

優遇制度



こ
ま
っ
た
と
き
(相
談)

年
手
金
当

の
く
ら
し

の
す
こ
ま
と
い

の
し
こ
と

保
育
・
育
成

こ
の
こ
の
こ
と

相
談

就
学
に
関
する
援
助

優
遇
制
度

児童相談所

<児童相談所とは>

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置された相談機関です。

18歳未満の子どもに関する相談であれば、本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからでもお受けします。相談は無料で、個人の秘密は守られます。

<専門のスタッフがいます>

児童福祉司（ソーシャルワーカー）、児童心理司、医師などの専門スタッフが相談、支援を行います。

<このような相談に応じています>

- 1 保護者の病気、死亡、家出、離婚などの事情で子どもが家庭で生活できなくなった。
- 2 虐待など子どもの人権に関わる問題がある。
- 3 わがまま、落ち着きがない、いじめ、不登校などの心配がある。
- 4 知的な遅れ、肢体不自由、ことばの遅れ、虚弱、自閉傾向がある。
- 5 家出、盗み、乱暴、性的いたずら、薬物使用等非行がある。
- 6 里親として家庭で子どもを育てたい。

<次のような支援があります>

- 1 面接相談を行い、助言や内容により他機関のご紹介をすることもあります。
- 2 緊急に子どもの保護が必要な場合、行動観察が必要な場合等に一時保護します。
- 3 家庭で子どもの養育ができない事情が生じた場合、児童福祉施設や養育家庭でお預かりします。
- 4 知的障がいの子どもの支援として愛の手帳の交付を行います。
- 5 家庭、学校、施設においてさまざまな不適応行動を示す子どもに対して、多領域の専門スタッフが援助を行います。

<相 談> 月～金曜日 午前9時～午後5時 電話で予約することをおすすめします。

※虐待等、緊急性のある相談には、土曜日、日曜日、祝日、夜間（年末年始を含む。）も児童相談センター（電話03-5937-2330）で対応します。

窓口及び問い合わせ

世田谷児童相談所

所在地 世田谷区桜丘5-28-12

電 話 03-5477-6301 FAX 03-5477-6300



こどものこと（就学に関する援助）

子どもの就学のためにお金が必要なときは、女性福祉資金・母子及び父子福祉資金・生活福祉資金の「教育支援費」・「就学支度費」等の貸付制度が利用できますが（P17～21 記載）、ほかにも各種の育英資金、奨学金など就学に関する援助の制度があります。

ご利用には要件がありますので、詳細は各団体等にお問い合わせください。また、各ホームページからでも確認ができます。

独立行政法人日本学生支援機構奨学金

<問い合わせ先>

在学している学校の奨学金窓口 ※申込手続は在学している学校を通じて行います。

東京都育英資金

<問い合わせ先>

（財）東京都私学財団（育英資金担当）

電話03-5206-7929

病気・災害・自死遺児育英制度 あしなが育英会

<問い合わせ先> あしなが育英会奨学課

電話0120-77-8565

（フリーダイヤル）

交通遺児育英会

<問い合わせ先> （財）交通遺児育英会（奨学課）

電話0120-52-1286

（フリーダイヤル）

国の教育ローン

<問い合わせ先> 日本政策金融公庫 電話0570-00-8656

（教育ローンコールセンター・ナビダイヤル）

義務教育就学援助

<問い合わせ先>

狛江市教育部学校教育課学事給食係 電話03-3430-1111（内線2323）

狛江市奨学生

<問い合わせ先>

狛江市教育部学校教育課学事給食係 電話03-3430-1111（内線2323）

こま
った
とき
（相
談）

年
手
金
当

の
く
ら
し

の
す
こ
ま
と
い

の
し
こ
と
と

保
育
・
育
成

相
談

こ
ど
も
の
こ
と
就
学
に
関
す
る
援
助

優
遇
制
度

こま
つた
とき
(相
談)

優遇制度

制度によってそれぞれ要件が異なりますが、税金関係など各種優遇制度があります。
対象の方はご申請ください。

年手
金当

税の軽減

寡婦世帯・寡夫世帯の方で、一定の要件にあてはまる場合には、申告により、所得税・住民税の課税対象となる所得金額から一定額を差し引くことができます。

詳細は、担当窓口にお問い合わせください。

のく
こら
とし

窓口及び問い合わせ

給与所得のみの方は、給与支払者へ

その他の方のうち、確定申告をする方は、武蔵府中税務署（042-362-4711）へ

市民税・都民税の申告をする方は、狛江市 市民生活部 課税課 住民税係

電話 03-3430-1111（内線 2204・2263・2264・2266）へ

のす
こま
といのし
こと
と

市・都民税の非課税

原則として1月1日現在、次に該当する方は、申告等により市・都民税（所得割・均等割）が課税されません。

①生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

②障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方

窓口及び問い合わせ

狛江市 市民生活部 課税課 住民税係

電話 03-3430-1111（内線 2204・2263・2264・2266）

保育・育成

相
談こ
ど
も
の
こ
と就
学
に
関
する
援
助

利子非課税制度

身体障害者手帳交付対象者や遺族基礎年金、寡婦年金を受給している方、児童扶養手当を受給している母子家庭の母は、預貯金等について一定の手続により非課税になります。

窓口及び問い合わせ

各金融機関にお問い合わせください。

優
遇
制
度



児童扶養手当支給対象者優遇制度

JR 通勤定期乗車券の割引

児童扶養手当受給者又は同一の世帯員で、JR を利用して通勤している場合は、通勤定期乗車券を3割引で購入できます。

児童扶養手当を受給している世帯で対象の方は、児童扶養手当証書、印鑑、写真（6ヶ月以内撮影、正面上半身、縦4cm×横3cm）をご持参のうえ、市役所子育て支援課の窓口で手続きをしてください。申請により「特定者資格証明書」と「特定者用定期乗車券購入証明書」が交付されます。

窓口及び問い合わせ

狛江市 児童青少年部 子育て支援課 手当助成係
電話03-3430-1111（内線2313・2314）

都営交通の無料乗車券

児童扶養手当受給者又は同一の世帯員のうち、一人に限り、都営交通（都電、都バス、都営地下鉄）の無料乗車券が交付されます。

無料乗車券は、使用者の誕生月から1年間有効です。

申請の際は、児童扶養手当証書と印鑑をご持参のうえ、市役所高齢障がい課の窓口で手続きしてください。

窓口及び問い合わせ

狛江市 福祉保健部 高齢障がい課 障がい支援係
電話03-3430-1111（内線2221・2208）

こまつたとき
（相談）

年手
金当

のく
ら
し

のす
こ
ま
い

のし
こ
と

保育・育成

相談

就学に関する援助

こどものこと

優
遇
制
度



こま
つた
とき
(相談)

年
手
金
当

の
く
ら
し

の
す
こ
ま
と
い

の
し
こ
と
と

保
育
・
育
成

こ
ど
も
の
こ
と

相
談

就
学
に
関
する
援
助

優
遇
制
度

水道・下水道料金の減免

児童扶養手当の受給世帯は申請により、上水道料金・下水道料金の基本料金の免除と従量料金の一部が減免されます。

申請の際は、児童扶養手当証書と印鑑をご持参のうえ、市役所子育て支援課の窓口で手続きしてください。なお、市内転居された場合も変更手続きが必要となります。

窓口及び問い合わせ

狛江市 児童青少年部 子育て支援課 手当助成係

電話03-3430-1111（内線2313・2314）

家庭用ごみ指定収集袋の減免

児童扶養手当の受給世帯は申請により、家庭用ごみ指定収集袋を年度単位で年間一定枚数を限度として無料配布されます。

申請の際は、児童扶養手当証書と印鑑をご持参のうえ、清掃課（ビン・缶リサイクルセンター内）の窓口で手続きしてください。

窓口及び問い合わせ

狛江市 環境部 清掃課（ビン・缶リサイクルセンター内）

電話03-3488-5300

粗大ごみ処理手数料の免除

児童扶養手当の受給世帯は申請により、粗大ごみ処理手数料が免除されます。

申請の際は、児童扶養手当証書をご持参のうえ、清掃課（ビン・缶リサイクルセンター内）の窓口で手続きしてください。

※電話での申請もできますが、収集日の5日前までに申請書等の提出が必要となります。

窓口及び問い合わせ

狛江市 環境部 清掃課（ビン・缶リサイクルセンター内）

電話03-3488-5300

* 関係機関一覧

名 称	電 話	〒	所在地
狛 江 市 役 所	03-3430-1111	201-8585	狛江市和泉本町1-1-5
狛江市子ども 家庭支援センター	電話 03-5438-6606 (相談専用 03-5438-6605)	201-0005	狛江市岩戸南3-15-1 岩戸児童センター 2階
世田谷児童相談所	03-5477-6301	156-0054	世田谷区桜丘5-28-12
狛江市ファミリー・ サポート・センター	03-3480-1587	201-0012	狛江市中和泉3-12-6 和泉児童館内
府中年金事務所	042-361-1011	183-8505	府中市府中町2-12-2
ハローワーク府中	042-336-8609	183-0045	府中市美好町1-3-1
調布国領しごと 情報広場	042-480-8103	182-0022	調布市国領町2-5-15 コクティ2階
永山ワークプラザ	042-375-0951	206-0025	多摩市永山1-5 ベルブ永山4階
狛江市社会福祉協議会	03-3488-0294	201-0013	狛江市元和泉2-35-1 あいとぴあセンター内
ひとり親Tokyo (財) 東京都母子寡婦福祉協議会	03-5261-1341	162-0823	新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ5階

* インターネットで情報収集

サ イ ト	アドレス	内 容
ひとり親Tokyo	http://www.tobokyou.net/	サイト内にある「東京ムーブ」は、東京都全域のひとり親家庭の皆さんの会です。レクリエーションや研修会などを通じてひとり親家庭の者同士が手をつなぎ、「語り合う」「学び合う」「情報を得る・発信する」の3つの視点から活動を行っています。
東京都ひとり親 家庭支援センター (愛称：はあと)	http://www.haat.or.jp/	はあとは、ひとり親家庭（母子家庭・寡婦・父子家庭）及びその関係者に対する生活相談、養育費相談、就労支援（就業相談、職業の紹介、情報の収集・提供、自立に必要な助言、パソコン講習会等）を行い、ひとり親家庭の自立の促進を図っています。
とうきょう福祉 ナビゲーション	http://www.fukunavi.or.jp/	東京都内の福祉サービスを知りたい、利用したい方にとって参考となる情報を提供しています。「子ども」「障がい者（児）」「ひとり親・女性」等を対象としたサービス施設等を利用するにあたり、第三者の評価を参考にすることもできます。
東京ウィメンズプラザ	http://www.tokyo-womens-plaza.metro.tokyo.jp/	男女平等社会に向けて、女性問題解決に取り組む具体的な活動状況等の情報を入手することができます。また、ネット上に「配偶者暴力（DV）被害者ネット支援室」があり、具体的な相談等も紹介しています。
東京都 医療機関案内サービス ひまわり	http://www.himawari.metro.tokyo.jp/	都内の医療機関の名称・所在地・診療科目や診療日・診療時間の情報を調べたり、休日や夜間の当番医もさがせます。この他にも、「東京都こども医療ガイド」・「暮らしの中の医療情報ナビ」というwebサイトでは医療についてのさまざまな情報が掲載されています。

(刊行物番号)

H26-44

ひとり親家庭のしおり

平成27年1月発行

編集及び発行 狛江市児童青少年部子育て支援課
狛江市和泉本町一丁目1番5号

電 話 03(3430)1111(代表)

FAX 03(3430)6870

無料